

行政区長について

本市では、地域住民からの推薦により行政区の代表として区長をお願いし、住民と市の橋渡し役をしていただいております。

行政区長の業務

区長は、久喜市自治行政運営要綱（別添参考）に基づき、主に次の業務をしていただいております。

- ・ 全戸配布印刷物などの配布
「広報くき」などの配布
- ・ 土木事業に関すること
行政区内の道路・水路等の清掃作業や整備工事の連絡調整など
- ・ 環境衛生に関すること
行政区内の環境整備、不法投棄、空き地の雑草の苦情等に関すること、緑の募金の活動協力
- ・ 交通安全に関すること
道路標識・信号機・カーブミラー等の設置要望など
- ・ 防犯に関すること
防犯灯の設置要望など
- ・ 防災に関すること
防災訓練の参加、災害発生時の協力や被害状況の報告など
- ・ 社会福祉事業に関すること
赤い羽根、歳末助け合いなどの共同募金、日本赤十字会員増強運動、社会福祉協議会会員募集の活動協力など

区長・区長代理報償金

区長と区長代理には、市政への協力者として3月に報償金を支給します。

報償金の額（年額）

- ・ 区長 基本額8万円+1世帯当たり500円×区の世帯数
- ・ 区長代理 区長報償金の3分の1の額(区長代理が複数の場合はその額を等分)

業務中の負傷等に関する補償

区長・区長代理業務を安心して行っていただくため、市では補償保険に加入をしております。これは、区長・区長代理業務中に怪我をし（例：活動中の転倒による骨折など）、入院や通院をした場合に、補償金を支給するものです。

また、区長・区長代理業務中に業務に起因して生じた偶然の事故により、第三者の生命、身体を害し、または財物を毀損等した場合（例：活動中の他人の玄関のガラスを割ってしまったなど）は、賠償保険金を支払います。

なお、①区長・区長代理の故意による事故、②地震などの天災による事故、③自動車(二輪、原動機付自転車を含む。)を利用した場合の自動車事故については、賠償の対象とはなりません。

万が一事故が起きた場合には、下記担当までご連絡ください。

【補償内容】

〔補償保険関係〕

死亡保険金	1,000万円
後遺障害保険金	死亡保険金額の100%～4%
入院保険金日額	5,000円（事故日から180日限度）
手術保険金額	入院日額の10・20・40倍
通院保険金日額	3,000円（事故日から180日以内の90日限度）

〔賠償保険関係〕

種類	支払額
身体賠償	1名につき1億円
財物賠償	1事故につき2,000万円

※市の賠償責任がある場合、当該被災者に賠償保険金を支払います。

自治行政運営補助金

市では、住民と行政との協働によりまちづくりを推進するため、地域活動を行う行政区に補助金を交付しています。

【補助金額】基本額7万円+1世帯当たり350円×区の世帯数

※区長代理を置く区で、世帯数が150世帯未満の場合は、区長代理報償金の額を差し引いた額

【補助対象経費】

- ①区の運営に係る経費（例：会議費、手当）
- ②区の活動で公益性のある事業の経費（例：美化・防犯・防災活動、祭り、集会所の維持管理）
- ③その他市長が認めた事業の経費

【問合せ】市民生活課自治振興係 金久保・清水
電話 22-1111（内線 2621・2622）

参考

久喜市自治行政運営要綱

平成22年3月23日

告示第194号

(目的)

第1条 この告示は、条例、諸規則等により市長が執行する業務その他市行政を円滑に推進し、もって住民共同の福祉を増進することを目的とする。

(組織)

第2条 前条の目的達成のため別表のとおり区の名称及び区域を定め、各区に区長を置く。

2 担当区域内の実情により、区に、区長代理を置くことができる。

(職務)

第3条 区長は、区を代表するものとして担当区域の住民と市との連絡調整機関となり、次の業務を行う。

(1) 市行政の連絡調整に関すること。

ア 広報及びチラシの配布

(2) 担当区域内における公共事業に協力し、連絡調整を図ること。

ア 土木事業に関すること。

(3) 担当区域内住民の福祉増進に関すること。

ア 環境衛生に関すること。

イ 交通安全に関すること。

ウ 防犯に関すること。

エ 防災に関すること。

(4) 社会福祉事業に関すること。

(5) 前各号のほか、市長が必要と認めることに関すること。

2 区長代理は、区長を補佐し、区長に事故があるときは、その職務を代理する。

(選任)

第4条 区長及び区長代理（以下「区長等」という。）は、区域内の住民のうちから、区域の実情に応じた方法により選出された者を市長が委嘱する。

(任期)

第5条 区長等の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了となった場合でも後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

2 任期途中で委嘱された区長等の任期は、残任期間とする。

(報償金等)

第6条 市は、第3条第1項各号及び同条第2項に定める職務を行う区長等に次の表に掲げる報償金を支給する。

区長	年額 80,000円+500円×世帯数
区長代理	年額 区長の報償金の3分の1の額（100円未満切捨て）。ただし、区に複数の区長代理を置く場合は、区長の報償金の3分の1の額を当該区長代理の数で除した額（100円未満切捨て）とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長等の在職期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割によって計算した額を支給する。

3 報償金は、3月に支給するものとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

4 区長等が、市長からの依頼により出張した場合には、費用弁償として久喜市の職員等の旅費に関する条例（平成22年久喜市条例第55号）の例により旅費を支給する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

略

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

区長報償金及び区長代理報償金について

●区長報償金＝年額80,000円＋（世帯数×500円）

●区長代理報償金＝区長報償金の1/3の額 ※100円未満は切捨て

（算出例）250世帯の場合

【区長報償金】

80,000円＋（250世帯×500円） → 205,000円

【区長代理報償金】

（1）区長代理が1人の場合

205,000円×1/3＝68,333円 → (1人当たり) 68,300円
区長報償金の3分の1 ※100円未満切捨て

（2）区長代理が2人の場合

68,333円÷2＝34,166円 → (1人当たり) 34,100円
区長報償金の3分の1の額を2等分する ※100円未満切捨て

（3）区長代理が3人の場合

68,333円÷3＝22,777円 → (1人当たり) 22,700円
区長報償金の3分の1の額を3等分する ※100円未満切捨て

区長報償金及び区長代理報償金 計算書

【区長報償金】

$$80,000\text{円} + (500\text{円} \times \frac{\text{世帯数}}{\text{世帯}}) = \frac{\text{区長報償金額①}}{\text{円}}$$

【区長代理報償金】

(1) 区長代理が1人の場合

$$\frac{\text{区長報償金額}}{\text{円}} \times \frac{1}{3} = \frac{\text{区長代理報償金額}}{\text{円}}$$

※100円未満切捨て

(2) 区長代理が2人の場合

$$\frac{\text{区長報償金の} 1/3 \text{の額}}{\text{円}} \div 2 = \frac{\text{区長代理1人当り報償金額}}{\text{円}}$$

※100円未満切捨て

(3) 区長代理が3人の場合

$$\frac{\text{区長報償金の} 1/3 \text{の額}}{\text{円}} \div 3 = \frac{\text{区長代理1人当り報償金額}}{\text{円}}$$

※100円未満切捨て